

1996年刑事手続及び犯罪捜査法（仮訳）

第1章 開示

序

第1条（本章の適用範囲）

（1）本章の規定は以下の場合に適用される。

- （a）略式起訴犯罪（summary offence）で起訴され、かつ、当該被告人が、治安判事裁判所における審理の際、無罪の答弁をした（pleads not guilty）とき
- （b）満18歳以上の成人が両性犯罪（an offence which is triable either way）で起訴され、かつ、当該被告人が、治安判事裁判所における審理の際、無罪の答弁をしたとき
- （c）満18歳未満の未成年者が正式起訴犯罪（Indictable Offence）で起訴され、かつ、当該被告人が、治安判事裁判所における審理の際、無罪の答弁をしたとき
- （cc）1998年犯罪及び騒擾法（the Crime and Disorder Act 1998）第51条（正式起訴犯罪に対する陪審審理付託手続の省略）によって移送される犯罪により起訴されたとき

（2）本章の規定は以下の場合にも適用される。

- （a）被告人が正式起訴犯罪で起訴され、当該犯罪により刑事法院における陪審審理に付託されたとき
- （b）正式起訴犯罪で起訴された被告人が、1987年刑事司法法（the Criminal Justice Act 1987）第4条に規定（重大又は複雑な経済犯罪に関する規定）する移送通知（a notice of transfer）により、治安判事裁判所から刑事法院に移送されたとき
- （c）正式起訴犯罪で起訴された被告人が、1991年刑事司法法（the Criminal Justice Act 1991）第53条（児童関連の一部の事件に関する規定）に規定する移送通知により、治安判事裁判所から刑事法院に移送されたとき

- (d) 略式起訴犯罪として審理すべきものとされた訴因が，1988年刑事司法法（the Criminal Justice Act 1988）第40条（一般的な暴行等に関する規定）の規定に基づいて正式起訴状に含まれるとき
- (e) 正式起訴犯罪で被告人を訴追する正式起訴状案（a bill of indictment charging a person with an indictable offence）が，1933年司法運営（雑則）法（the Administration of Justice（Miscellaneous Provisions）Act 1933）第2条第2項(b)（控訴院の指示，又は裁判官の指示若しくは同意により選択された正式起訴状案）の規定により選択されたとき
- (f) 正式起訴犯罪で被告人を訴追する正式起訴状案が，1985年犯罪訴追法（the Prosecution of Offences Act 1985）第22条B(3)(a)の規定により選択されたとき
- (3) 本章の規定は「指定日」(the appointed day)以降に「犯罪捜査」(criminal investigation)が開始された事件に適用される。
- (4) 本条の適用にあたり，「犯罪捜査」とは，警察官又はその他の者が，以下の事項を確定する目的で実施する義務がある捜査をいう。
- (a) 被疑者が，ある犯罪について告発されるべきか否か，又は
- (b) 被疑者が，告発された犯罪について有罪か否か
- (5) 第3項の「指定日」とは，本章の規定の適用のために国務大臣による命令により指定された日をいう。
- (6) 本章において，(a)(第3条，7条又は9条の関係での適用において)第3条第3項ないし第5項及び(b)第17条，18条は，1997年性犯罪（保護された証拠）法（the Sexual Offences（Protected Material）Act 1997）第9条第2項，第3項（それらの規定により，本法律の上記の規定は，1997年性犯罪（保護された証拠）法により規制される（証拠）開示には適用されない）の制限の下で効力を有する。

第2条（定義）

- (1) 「被告人」(the accused)とは，第1条第1項又は第2項における被告人をいう。

- (2) 被告人が複数存在する場合，本章の規定は各被告人ごとにそれぞれ適用される。
- (3) 「検察官」(the prosecutor)とは，個人であると団体であることを問わず，検察官として行動する者すべてをいう。
- (4) 「資料」(material)とは，以下を含むあらゆる種類の資料をいう。
 - (a) 情報
 - (b) あらゆる種類の有体物
- (5) 「記録された情報」(recording information)とは，例えば，書面化又はテープに録音・録画等されているように，永続性を有する状態又は再生可能な状態で記録されている情報をいう。
- (6) 本条は，本章に適用される。

本則

第3条(検察官による第1次開示(primary disclosure))

- (1) 検察官は，
 - (a) 被告人にまだ開示されていない検察側の資料であって検察官の主張を弾劾する可能性のあると思料するもの(any prosecution material which has not previously been disclosed to the accused and which in the prosecutor's opinion might undermine the case for the prosecution against the accused)を被告人に開示しなければならない。又は，
 - (b) (a)に規定する証拠が存在しない場合には，その旨記載した陳述書を被告人に交付しなければならない。
- (2) 本条の適用にあたり，検察側の資料とは，以下の証拠をいう。
 - (a) 検察官が所持するもの，及び当該事件に関連して所持するに至ったもの，又は
 - (b) 第2章に基づき効力を有する運用規程に基づいて，検察官が当該事件に関連して閲覧したもの
- (3) 本条の適用にあたり，証拠が記録された情報から成る場合，検察官は以下の方法によりその開示を行う。
 - (a) 写しを作成し被告人に交付する

- (b) 検察官が(a)の方法が実行可能でないか又は不適切であると考え
る場合、被告人に合理的な時間に合理的な場所で閲覧させ、又は閲覧
させる措置を講じる
この場合、写しは検察官が適当と考える形式で作成されればよく、情
報が記録されている形式と同じである必要はない。
- (4) 本条の適用にあたり、証拠が記録されていない情報から成る場合、検
察官は適当と考える形式で情報を記録し、以下の方法によりその開示を
行う。
- (a) 写しを作成し被告人に交付する
- (b) 検察官が(a)の方法が実行可能でないか又は不適切であると考え
る場合、被告人に合理的な時間に合理的な場所で閲覧させ、又は閲覧
させる措置を講じる
- (5) 本条の適用にあたり、証拠が情報から成らない場合、検察官は、被告
人に合理的な時間に合理的な場所で閲覧させ、又は閲覧させる措置を講
じることにより、その開示を行う。
- (6) 証拠は、検察官の申立てにより、裁判所が、開示をすることが公益
(public interest)に反すると認定し、開示を禁ずる旨命じた限度で、本
条に基づき開示されてはならない。
- (7) 2000年捜査権限規制法(the Regulation of Investigatory Powers Act
2000)第17条により開示が禁止されている資料は、本条に基づき開示
されてはならない。
- (8) 検察官は、第12条により「関連期間(relevant period)」として定め
られる期間内に本条に基づく開示を行わなければならない。

第4条(第1次開示 追加規定)

- (1) 本条は以下の場合に適用される。
- (a) 検察官が第3条に基づく開示を行う場合であって、
- (b) 検察官が開示を行う前に、第24条第3項により第2章に基づき
効力を有する運用規程に含まれた規定に従って書面を与えられた場
合

- (2) 前項の場合，検察官は，第3条に基づく開示を行うのと同時に被告人に当該書面を交付しなければならない。

第5条（被告人による義務的開示）

- (1) 第2項ないし第4項に定める場合を除き，本条は以下の場合に適用される。
- (a) 第1条第2項により本章の規定が適用される場合であって，
 - (b) 検察官が第3条に従い又は従う措置を講じた場合
- (2) 第1条第2項(b)により本章の規定が適用される場合，本条は，適用されない。ただし，(a)移送の通知の写し，及び(b)証拠を含む書類の写しが，1987年刑事司法法（the Criminal Justice Act 1987）第5条第9項に基づき制定された規則により被告人に交付された場合はこの限りではない。
- (3) 第1条第2項(c)により本章の規定が適用される場合，本条は，適用されない。ただし，(a)移送の通知の写し，及び(b)証拠を含む書類の写しが，1991年刑事司法法（the Criminal Justice Act 1991）の附則第6第4条に基づき制定された規則により被告人に交付された場合はこの限りではない。
- (3A) 第1条第2項(cc)により本章の規定が適用される場合，本条は適用されない。ただし，(a)証拠を含む文書の写しが，1998年犯罪及び騷擾法「附則」第3第1条により制定された規則に基づき被告人に送達され，かつ(b)第51条第7項に基づく通知の写しが同項に基づき送達された場合は，この限りではない。
- (4) 第1条第2項(e)により本章の規定が適用される場合，本条は適用されない。ただし，検察官が被告人に正式起訴状の写し及び訴追の根拠となる証拠を含む書類の写しを送達した場合はこの限りではない。
- (5) 本条が適用される場合，被告人は，弁護側陳述書（a defence statement）を裁判所及び検察官に対し交付しなければならない。
- (6) 本条の適用にあたり，弁護側陳述書とは，(a)一般的な用語で防御方法の種類・内容を明らかにし（setting out in general terms the nature of the

accused's defence), (b)争点を提起する事項を示し (indicating the matters on which he takes issue with the prosecution), (c)個々の争点についてこれを提起する理由を明らかにする (setting out, in the case of each such matter, the reason why he takes issue with the prosecution) 書面をいう。

- (7) 被告人は、弁護側陳述書においてアリバイを主張する場合には、(a) 陳述書提供時に知っている場合には、「アリバイ主張を支える証拠」を提供することができる被告人が信じている証人の氏名及び住所、(b) 知らない場合には、被告人が認識している、当該証人を特定するのに役立つ可能性のあるあらゆる情報を含む、アリバイ主張の詳細を弁護側陳述書において検察官に開示しなければならない。
- (8) 本条において、「アリバイ主張を支える証拠」とは、被告人が特定の時間に特定の場所又は地域にいたという理由により、犯罪が敢行されたとされる時刻には、犯罪地に被告人はいなかった、又はいた可能性が少ないということを示す証拠をいう。
- (9) 被告人は、第12条により「関連期間」として定められる期間内に本条に基づく弁護側陳述書を交付しなければならない。

第6条（被告人による任意的開示）

- (1) 本条は、(a)第1条第1項により本章の規定が適用され、かつ(b)検察官が第3条に従い又は従う措置を講じた場合に適用される。
- (2) 被告人は、(a)弁護側陳述書を検察官に交付することができ、かつ(b)この場合には、右陳述書を裁判所にも交付しなければならない。
- (3) 第5条第6項ないし第8項の規定を本条にも準用する。
- (4) 被告人が本条に基づき弁護側陳述書を提供する場合、第12条により「関連期間」として定められた期間内に交付しなければならない。

第7条（検察官による第2次開示）

- (1) 本条は、被告人が第5条又は第6条に基づき弁護側陳述書を交付する場合に適用される。
- (2) 検察官は、

- (a) 被告人にいまだ開示されていない検察側の資料で、第5条又は第6条に基づく被告人の弁護側陳述書によって開示された被告人の防御方法を補強すると合理的に期待される可能性のある (might be reasonably expected to assist the accused's defence as disclosed by the defence statement) ものを開示しなければならない。
 - (b) (a)に規定する資料が存在しない場合には、その旨記載した陳述書を被告人に交付しなければならない。
- (3) 本条の適用にあたり、検察側の資料 (prosecution material) とは、以下の資料をいう。
- (a) 検察官が所持するもの、及び当該事件に関連して所持するに至ったもの。又は、
 - (b) 第2章により効力を有する運用規程に基づいて、検察官が当該事件に関連して閲覧したもの
- (4) 第3条第3項ないし第5項 (検察官による開示方法) は、本条に準用する。
- (5) 資料は、検察官の申立てにより、裁判所が、開示をすることが公益に反すると認定し、開示を禁ずる旨命じた限度で、本条に基づき開示されてはならない。
- (6) 2000年捜査権限規制法 (the Regulation of Investigatory Powers Act 2000) 第17条により開示が禁止されている資料は、本条に基づき開示されてはならない。
- (7) 検察官は、第12条により「関連期間」として定められる期間内に本条に基づく開示を行わなければならない。

第8条 (被告人による開示の申立て)

- (1) 本条は、被告人が第5条又は第6条に基づき弁護側陳述書を交付し、かつ検察官が第7条に従い又は従う意思を有する場合に適用される。
- (2) 被告人は、(a)被告人の弁護側陳述書によって開示された被告人の防御方法を補強すると合理的に期待される可能性がある資料が存在し、かつ(b)その資料が未開示であると信ずる合理的な理由がある場合には、

何時でも裁判所に対して検察官に当該証拠の開示を命ずる命令を求める申立てをなすことができる。

- (3) 本条の適用にあたり、検察側の資料とは、以下の証拠をいう。
 - (a) 検察官が所持するもの、及び当該事件に関連して所持するに至ったもの
 - (b) 第2章により効力を有する運用規程に基づいて、検察官が当該事件に関連して閲覧したもの、又は
 - (c) 第4項に該当するもの
- (4) 第2章により効力を有する運用規程に基づき、検察官が当該事件に関連して要請した場合に写しの提供を受け又は閲覧を許されるべき資料は、本項にいう資料となる。
- (5) 資料は、検察官の申立てにより、裁判所が、開示をすることが公益に反すると認定し、開示を禁ずる旨命じた限度で、本条に基づき開示されてはならない。
- (6) 2000年捜査権限規制法 (the Regulation of Investigatory Powers Act 2000) 第17条により開示が禁止されている証拠は、本条に基づき開示されてはならない。

第9条 (検察官の継続的開示義務)

- (1) 第2項は、(a)検察官が第3条に従い又は従う措置を講じた後で、(b)被告人が有罪・無罪の判決を受け又は検察官が公訴を取り消す前であれば、いつでも適用される。
- (2) 検察官は、(a)検察官の主張を弾劾する可能性があると思料され、(b)被告人に開示されていない検察側の資料が存在するかどうかを常に念頭に置かなければならず、いまだ、そのような資料が存在する場合には、何時でも合理的に実行可能な限り速やかに被告人に開示しなければならない。
- (3) 前項にいう開示の時機については、当該事件の進行状況 (検察官側の立証の進行状況を含む。) を考慮に入れなければならない。
- (4) 第5項は、(a)検察官が第7条に従い又は従う措置を講じた後で、(b)

被告人が有罪・無罪の判決を受け又は検察官が公訴を取り消す前であれば、いつでも適用される。

- (5) 検察官は、(a)第5条、第6条に基づき交付された被告人の弁護側陳述書によって開示された被告人の防御方法を補強すると合理的に期待され、(b)被告人にまだ開示されていない検察側の資料が存在するかどうかを常に念頭に置かなければならず、そのような資料が存在する場合には、何時でも合理的に実行可能な限り速やかに被告人に開示しなければならない。
- (6) 本条の適用にあたり、検察側の資料とは、以下の資料をいう。
 - (a) 検察官が所持するもの、及び当該事件に関連して所持するに至ったもの。又は、
 - (b) 第2章により効力を有する運用規程に基づいて、検察官が当該事件に関連して閲覧したもの
- (7) 第3条第3項ないし第5項(検察官による開示方法)は、本条に準用する。
- (8) 証拠は、検察官の申立てにより、裁判所が、開示をすることが公益に反すると認定し、開示を禁ずる旨命じた限度において、本条に基づき、開示されてはならない。
- (9) 2000年捜査権限規制法(the Regulation of Investigatory Powers Act 2000)第17条により開示が禁止されている証拠は、本条に基づき開示されてはならない。

第10条(検察官による開示期限の不遵守)

- (1) 本条は、検察官が、(a)第12条により第3条の「関連期間」として規定される期間後に第3条に基づく開示をしようとする場合、又は(b)第12条により第7条の「関連期間」として規定される期間後に第7条に基づく開示をしようとする場合に適用される。
- (2) 第3項の場合を除き、開示時期を遵守しないこと自体は手続の濫用を理由とする手続停止事由とはならない。
- (3) 前項の規定は、検察官による開示遅滞が被告人の公正な裁判(fair trial)

を受ける権利を侵害すると認められる場合に、これを手続停止事由とすることを妨げるものではない。

第11条（被告人の開示手続違反）

- (1) 本条は、第5条が適用され、かつ、被告人が以下のいずれかの行為に及んだ場合に適用される。
- (a) 第5条に基づく弁護側陳述書を交付しなかった場合
 - (b) 第12条により第5条の「関連期間」として規定される期間後に弁護側陳述書を交付した場合
 - (c) 第5条に基づく弁護側陳述書において矛盾する防御方法を提示した場合
 - (d) 第5条に基づく弁護側陳述書において提示したいかなる防御方法とも異なる防御方法を公判において主張した場合
 - (e) 第5条に基づく弁護側陳述書においてアリバイについて詳述しなかったのに、公判において「アリバイ主張を支える資料」を提出した場合
 - (f) 第5条に基づく弁護側陳述書を交付する際に「アリバイ主張を支える証拠」を提供する証人に関する第5条第7項(a)又は(b)に従わなかったのに、公判において当該証人を召喚した場合
- (2) 本条は、第6条が適用され、被告人が同条に基づき弁護側陳述書を交付したが、以下の行為に及んだ場合にも適用される。
- (a) 第12条により第6条の「関連期間」として規定される期間後に弁護側陳述書を交付した場合
 - (b) 弁護側陳述書において矛盾する防御方法を提示した場合
 - (c) 弁護側陳述書において提示したいかなる防御方法とも異なる防御方法を公判において主張した場合
 - (d) 弁護側陳述書でアリバイについて詳述しなかったのに、公判において「アリバイ主張を支える証拠」を提出した場合
 - (e) 弁護側陳述書を交付する際に「アリバイ主張を支える資料」を提供する証人に関する（第6条で準用される）第5条第7項(a)又は

- (b)に従わなかったのに、公判において当該証人を召喚した場合
- (3) 本条により、(a)裁判所又は、裁判所の許可を受けた検察官は、適当と認める論評(comment)を加えることができ、(b)裁判所又は陪審は、被告人の罪責を判断する際に適切と認められる推認をすることができる。
- (4) 被告人が第5条又は第6条に基づく弁護側陳述書において提示したいかなる防御方法とも異なる防御方法を公判で主張した場合、裁判所は、第3項に基づく措置をとり又はとるか否か決定するにあたり(a)主張の相違の程度及び(b)異なる防御方法の主張に対する正当事由の有無について考慮しなければならない。
- (5) 被告人は第3項に基づく推論のみによって有罪とされることはない。
- (6) 本条にいう「アリバイ主張を支える証拠」とは第5条におけるそれと同義である。

期限

第12条(期限)

- (1) 本条は第3条、第5条、第6条及び第7条における「関連期間」を規定するものである。
- (2) 第3項の場合を除き、「関連期間」とは、関連規定に関し、国務大臣が規則で規定する期間をいう。
- (3) 規則により、以下の事項を定めることができる。
- (a) 「関連期間」は、裁判所の命令により、裁判所の定める期間延長(又は再延長)しなければならないとすること。
- (b) 「規定された」者による申立てがなされその他の「規定された」条件が満たされた場合に限り、裁判所は(a)における命令を発することができることとする。
- (c) 申立ては、「規定された」条件が満たされた場合に限りすることができることとする。
- (d) 延長期間を裁判所の完全な裁量によるものとする。
- (e) 延長期間は「規定された」期間を越えてはならないとすること。

- (f) 期間の延長を求める申立てをなす回数に制限はないとすること。
- (g) 期間の延長を求める申立てをなす回数は「規定された」回数を越えてはならないとすること。
かかる規定がなされた場合、各条における「関連期間」はそれによって解釈されなければならない。
- (4) 前項の条件は、国務大臣が適当と考える要素を考慮して規定することができる。
- (5) 第4項の一般性を妨げることなく、第3条又は第7条における「関連期間」に関しては、
 - (a) 条件は、関連資料の性質及び量を考慮して規定することができる。
 - (b) 資料の性質は、公益に基づく不開示の問題が生じ得るという検察官の意見を考慮して定義づけることができる。
- (6) 第3項にいう「規定された」とは、本条に基づく規則により規定されることを意味する。

第13条（期限 読替え）

- (1) 第3条の適用にあたり、第12条に基づく有効な規則が存しない場合においては、第3条第8項を以下のように読み替えるものとする。
 - 「(8) 検察官は、以下の各号に掲げる時点の後、合理的に実行可能な限り速やかに、本条に基づく開示を行わなければならない。
 - (a) 被告人が無罪の答弁をしたとき（第1条第1項により本章の規定が適用される場合）
 - (b) 被告人が刑事法院における陪審審理に付託されたとき（第1条第2項(a)により本章の規定が適用される場合）
 - (c) 手続が移送されたとき（第1条第2項(b)又は(c)により本章の規定が適用される場合）
 - (ca) 訴追の根拠となる証拠を含む文書の写しが、被告人に送達されたとき（第1条第2項(cc)により本章の規定が適用される場合）
 - (d) 訴因が正式起訴状に含まれたとき（第1条第2項(d)により本章の規定が適用される場合）

- (e) 正式起訴状案が選択されたとき(第1条第2項(e)又は(f)により本章の規定が適用される場合)
- (2) 第7条の適用にあたり,第12条に基づく有効な規則が存しない場合において,第7条第7項を,以下のように読み替えるものとする。
- 「(7) 検察官は,被告人が第5条又は第6条に基づき弁護側陳述書を交付した後合理的に実行可能な限り速やかに,本条に基づく開示を行わなければならない。」

公益 (Public Interest)

第14条 (公益 簡易公判手続における再審査)

- (1) 本条は第1条第1項により本章の規定が適用される場合に適用される。
- (2) (a) 裁判所が第3条第6項,第7条第5項,第8条第5項,又は第9条第8項に基づき命令を発した後で,かつ(b)被告人が有罪・無罪の判決を受け又は検察官が公訴を取り消す前であればいつでも,被告人は,当該命令により開示を禁じられた資料を開示することが公益に反するかどうかという争点についての再審査を求める申立てを裁判所に対しすることができる。
- (3) 前項の場合,裁判所は,上記の争点についての再審査を行わなければならない,前項の資料を開示することが,何らかの程度公益に資すると認めるときは,(a)開示を命じ,かつ(b)検察官に当該命令の内容を知らせるための合理的な措置をとらなければならない。
- (4) 検察官は,前項の命令を通知された場合,(公訴を取り消すと判断しない限り)本章の規定を考慮して,右命令に従った開示を行わなければならない。

第15条 (公益 簡易公判手続以外の場合の再審査)

- (1) 本条は,第1条第2項の場合により本章の規定が適用される場合に適用される。
- (2) 本条は,(a)裁判所が第3条第6項,第7条第5項,第8条第5項,

又は第9条第8項に基づき命令を発した後で、かつ(b)被告人が有罪・無罪の判決を受け又は検察官が公訴を取り消す前であればいつでも適用される。

- (3) 裁判所は、前項の命令により開示を禁じられた資料を開示することが公益に反するか否かという争点について常に念頭に置かなければならない。
- (4) 裁判所は、申立てがなくとも前項における争点を念頭に置かなければならない。ただし、被告人は、裁判所に右争点の再審査を求める申立てをすることができる。
- (5) 裁判所は、前項の資料を開示することが、何らかの程度公益に資すると認めるときは、(a)開示を命じ、かつ(b)検察官に当該命令の内容を知らせるための合理的な措置をとらなければならない。
- (6) 検察官は、前項の命令を通知された場合、(公訴を取り消すと判断しない限り)本章の規定を考慮して、右命令に従った開示を行わなければならない。

第16条(申立て一聴聞の機会)

(a)第3条第6項、第7条第5項、第8条第5項、第9条第8項、第14条第2項、又は第15条第4項に基づく申立てがなされ、(b)当該証拠に利害関係を有すると主張する者が裁判所による聴聞を申し立て、(c)右利害関係者が、検察官が当該証拠に関心を持つことに(個人で又は他人とともに、あるいは直接又は間接的に)関与したことを示した場合、裁判所は、第3条第6項、第7条第5項、第8条第5項、第9条第8項、第14条第3項、又は第15条第5項に基づく命令を発してはならない。ただし、(b)に基づき申立てをなした者に聴聞の機会を与えた場合はこの限りではない。

守秘義務

第17条(開示された情報の秘密保持)

- (1) 被告人は、(a)第3条、第4条、第7条、第9条、第14条若しくは第15条、又は(b)第8条に基づき発せられた命令に基づき、文書又は

その他の証拠物の開示を受けた場合，第2項ないし第4項に定める場合を除き，当該証拠又はそこに記録されたあらゆる情報を使用し，又は公開してはならない。

- (2) 被告人は，以下の場合には文書若しくは証拠物又はそこに記録された情報を使用し，又は公開することができる。
 - (a) 当該刑事事件において使用する場合
 - (b) 当該刑事事件で発生した問題に関して派生する新たな刑事手続（例えば，上訴等）を利用することを目的に使用する場合
 - (c) (b)における刑事手続において使用する場合
- (3) 被告人は，(a)公開の法廷で展示された限度で物（objects）を，又は(b)公開の法廷で伝達された限度で情報を使用し，又は公開することができる。ただし，第18条に基づく法廷侮辱に関する手続において展示された物又は伝達された情報についてはこの限りでない。
- (4) (a)被告人が証拠又はそこに記録された情報を使用し，又は公開することの許可命令を求める申立てをし，かつ(b)裁判所が右命令を発した場合，被告人は，裁判所が許可した目的及び範囲内で当該証拠又は情報を使用し，又は公開することができる。
- (5) 前項の申立てはいつでも可能であり，とりわけ被告人が有罪・無罪の判決を受け又は検察官が公訴を取り消した後でも可能である。ただし，第19条第2項によって制定される規則に従う。
- (6) (a)第4項の申立てがなされ，かつ(b)検察官又は当該証拠に関して利害関係を有すると主張する者が聴聞手続を求める申立てをした場合には，裁判所は，許可命令を発してはならない。ただし，(b)の申立てをした者に聴聞の機会を与えられた場合はこの限りではない。
- (7) 本条にいう裁判所とは，(a)第1条第1項によって本章の規定が適用される場合は，治安判事裁判所，(b)第1条第2項によって本章の規定が適用される場合は，刑事法院をいう。
- (8) 本条の規定は，証拠又は情報の使用又は公開に関する他の制限又は禁止に対して，それが法律（成立時期は問わない）又はその他により生じたものであるかを問わず，影響を与えるものではない。

第18条(守秘義務違反)

- (1) 前条の規定に違反して開示された証拠又はそこに記録された情報を故意に使用し、又は公開した者は法廷侮辱罪に問われる。
- (2) 本条に基づく法廷侮辱罪の審理は、以下の裁判所が管轄する。
 - (a) 第1条第1項によって本章の規定が適用される場合は、治安判事裁判所
 - (b) 第1条第2項によって本章の規定が適用される場合は、刑事法院
- (3) 本条に基づく法廷侮辱罪に問われ、有罪判決を受けた者は以下のとおり扱われるものとする。
 - (a) 治安判事裁判所は、6ヶ月以下の懲役若しくは5,000ポンド以下の罰金又はこれを併科することができる。
 - (b) 刑事法院は、2年以下の懲役若しくは罰金又はこれを併科することができる。
- (4) (a)法廷侮辱罪に問われた者が有罪であり、かつ(b)当該資料を所持している場合、有罪判決を下した裁判所は、これを没収の上適切と考える措置を講ずべき旨の命令を発することができる。
- (5) 前項に基づく裁判所の権限は、当該証拠の破壊、検察官への引渡し、裁判所の定める期間検察官による保管を命ずる権限を含む。
- (6) (a)裁判所が第4項に基づく命令を発することを考慮した場合において、(b)当該違反者又は当該証拠に関して利害関係を有すると主張する者が聴聞手続を求める申立てをしたときは、裁判所は、命令を発してはならない。ただし、申立てをした者に聴聞の機会が与えられた場合はこの限りではない。
- (7) (a)法廷侮辱罪に問われた者が有罪判決を受け、かつ(b)当該証拠の写しを所持している場合、有罪判決を下した裁判所は、これを没収の上適切と考える措置を講ずべき旨の命令を発することができる。
- (8) 第5項及び第6項の規定は、「証拠」を「証拠の写し」と読み替えた上、第7項の場合にこれを適用する。
- (9) 証拠又はそこに記録された情報は、これを証拠として提出することが

裁判所により法廷侮辱罪に該当すると認定される可能性が高い場合，民事手続において証拠として採用されない。この場合，「裁判所」とは，民事手続が行われている裁判所をいう。

- (10) 本条に基づく治安判事裁判所の権限は，職権又は申立てに基づく命令により行使されるものとする。

雑則

第19条（裁判所規則）

- (1) (a) 1980年治安判事裁判所法第144条（治安判事裁判所規則）及び(b) 1981年最高法院法（the Supreme Court Act 1981）第84条（裁判所規則）の各第1項の一般性を害することなく，各条に基づく規則制定権限は，本条第2項に述べる規定を作成する権限を含む。
- (2) 「規定」とは，以下に関連して従うべき運用及び手続に関する規定をいう。
- (a) 第18条に基づく法廷侮辱罪の審理
 - (b) 第3条第6項，第7条第5項，第8条第2項若しくは第5項，第9条第8項，第14条第2項，第15条第4項，第16条(b)，第17条第4項若しくは第6項(b)又は第18条第6項に基づく申立て
 - (c) 第12条に基づいて制定された規則に基づく申立て
 - (d) 第3条第6項，第7条第5項，第8条第2項若しくは第5項，第9条第8項，第14条第3項，第17条第4項又は第18条第4項若しくは第7項に基づく命令
 - (e) 第15条第5項に基づく命令（第15条第4項に基づく申立ての有無を問わない。）
 - (f) 第12条に基づいて制定された規則に基づく命令
- (3) 第2項(a)により1980年治安判事裁判所法第144条に基づき制定される規則には，1981年裁判所侮辱法（the Contempt of Court Act 1981）の附則第3（治安判事裁判所の命令不遵守に関する審理）と同様の規定で，大法官が治安判事裁判所規則制定委員会（the rule committee

for magistrates' courts) の助言に基づき、又は同委員会との協議の上で、適切と考えた修正を伴ったものを含むことができる。

- (4) 第2項(b)により第17条第4項に基づく申立てに関して制定される規則には、以下の規定を含めることができる。
 - (a) 治安判事裁判所への申立ては特定の治安判事裁判所になされなければならない旨の規定
 - (b) 刑事法院への申立ては特定の場所の刑事法院になされなければならない旨の規定
 - (c) 申立ての存在を告知しなければならない旨の規定
- (5) 本条に基づき制定される規則は事件の種類、分類に応じて異なった規定を作成することができる。

第20条(開示に関する雑則)

- (1) 「開示に関する規定」に基づく義務は、被告人若しくはその弁護人に対して提供される又は被告人若しくはその弁護人により提供される証拠に関して他の「法律」に基づき発生する義務に影響を与え、又は与えられるものではない。ただし、第2項の場合を除く。
- (2) 1987年刑事司法法第9条又は本法31条(準備審問)に基づく命令を発するにあたり、裁判官は、「開示に関する規定」に従って(a)すでに開示されたもの、(b)開示を必要とされているもの、又は(c)開示を将来必要とされているものの全てを考慮に入れることができる。
- (3) 1980年治安判事裁判所法第144条(治安判事裁判所規則)第1項の一般性を害することなく、同条に基づく規則制定権限は、治安判事裁判所において行われる当該犯罪に関する手続に関し、以下に述べる規定を作成する権限を含む。
 - (a) 手続の当事者が証拠として提出しようとしている専門的証拠を相手方に開示する義務を定める規定
 - (b) (a)に基づく義務を遵守しない当事者が、裁判所の許可なく当該証拠を提出することを禁ずる規定
- (4) 第3項に基づき制定される規則においては、(a)同規則が適用される

専門的証拠の種類を特定し、又は(b)規則において特定された事実、若しくは事項を除外することができる。

- (5) 本条の適用にあたり、(a)「開示に関する規定」とは、第3条ないし第9条をいい、(b)「法律」には、下位の法規(1978年法律解釈法(the Interpretation Act 1978)におけるそれと同義)を含む。

第21条(開示に関するコモンロー上のルールの効力)

- (1) 本章の規定が当該犯罪に関して「関連時期」以降になされるべき事項に適用される場合、(a)「指定日」の直前に有効であり、かつ(b)検察官の開示に関するコモンロー上のルールは適用されない。
- (2) 前項は公益に基づく不開示に関するコモンロー上のルールに影響を与えるものではない。
- (3) 第1項における「関連時期」とは、以下の時期をいう。
- (a) 被告人が無罪の答弁をした時(第1条第1項により本章の規定が適用される場合)
 - (b) 被告人が刑事法院における陪審審理に付託された時(第1条第2項(a)により本章の規定が適用される場合)
 - (c) 手続が移送された時(第1条第2項(b)又は(c)により本章の規定が適用される場合)
 - (d) 訴因が正式起訴状に含まれた時(第1条第2項(d)により本章の規定が適用される場合)
 - (e) 正式起訴状案が選択された時(第1条第2項(e)により本章の規定が適用される場合)
- (4) 第1項の「指定日」とは、第1条第5項における指定された日をいう。

第2章 犯罪捜査

第22条(序)

- (1) 本章の適用にあたり、「犯罪捜査」(criminal investigation)とは、警察官により以下の事項について確定するという目的で実施される捜査をい

- う。
- (a) 被疑者が，ある犯罪について告発されるべきか否か，又は
 - (b) 被疑者が，告発された犯罪について有罪か否か
- (2) 本章における資料（material）とは，以下を含むあらゆる種類の資料をいう。
- (a) 情報
 - (b) あらゆる種類の有体物
- (3) 本章における「記録された情報」(recording information)とは，例えば，書面化又はテープに録音・録画等されているように，永続性を有する状態又は再生可能な状態で記録されている情報をいう。

第23条（運用規程）

- (1) 国務大臣は，以下の事項を確保するための条項を含む運用規程（以下「規程」という。）を作成しなければならない。
- (a) 犯罪捜査が実施される際には，当該捜査目的達成のためのあらゆる合理的な措置が講じられ，とりわけあらゆる合理的な調査手法が実施されること
 - (b) 犯罪捜査の過程で取得され当該捜査に関連する可能性のある情報が記録されること
 - (c) 右情報の記録媒体が保全されること
 - (d) 犯罪捜査の過程で取得され当該捜査に関連する可能性のあるその他あらゆる資料が保全されること
 - (e) (b)に該当する情報及び(d)に該当する資料が，当該捜査から生じ又は当該捜査に関連する刑事訴追手続に関与し，「規定された」条項により特定された者に対して明らかにされること
 - (f) (e)に該当する者が，(e)に従い明らかにされた情報その他の資料を閲覧の上，被告人に対するその開示を要請した場合において，これを被告人に閲覧させ，又は被告人に写しを交付すること
 - (g) (e)に該当する者が，(e)に従い，情報その他の資料の性質を記載した書面の交付を受けた上，被告人に対するその開示を要請した

場合において，これを被告人に閲覧させ，又は被告人に写しを交付すること

- (h) 被告人に情報その他の資料を閲覧させ，又は被告人に写しを交付する役割を担う者が，どちらの方法（閲覧又は写しの交付）が適切であるかを決定しなければならないこと
 - (i) 被告人が，(f)又は(g)における資料を閲覧の上，写しの交付を請求した場合において，写しが交付されること。ただし，閲覧を許可する者が写しの交付が実行可能でないか，又は不適切であると思料するときはこの限りではない。
 - (j) (e)に該当する者に対して，本規程が要請する「規定された」行為が実施された旨を記載した陳述書を交付すること
- (2) 規程には，以下の条項を定めることができる。
- (a) 「規定された」条項により特定された警察官が本規程上要請される「規定された」行為を実施しなければならないこと。
 - (b) 「規定された」条項により特定された警察官が，本規程上要請される「規定された」行為が一定の者（警察官であるか否かを問わない。）により実施されるような措置を講じなければならないこと。
 - (c) ((a)(b)に該当する者が死亡又は退職した場合のように)「規定された」状況においては，引き続き他の者により義務が遂行されなければならないこと。
- (3) 規程には，情報を記録する様式に関する条項を定めることができる。
- (4) 規程には，(a)情報の記録媒体の保全および(b)その他あらゆる資料の保全の方法及び期間に関する条項を定めることができ，被疑者が訴追された場合においては，保全期間を有罪・無罪の判決以降まで延長することができる。
- (5) 規程には，情報及びその他あらゆる資料が第1項(e)にいう者に明らかにされる時期，様式，方法，程度に関する条項を定めることができる。
- (6) 規程は，1985年通信傍受法第2条に基づき発せられた令状，又は2000年捜査権限規制法第5条に基づく通信傍受令状の権限によって傍受された資料には適用されないように作成されなければならない。

- (7) 規程には、
- (a) 異なった事件又は異なった事件の種類ごとに異なった条項を設けることができる。
 - (b) 「規定された」事件又は事件の種類に関して例外を設けることができる。
- (8) 本条の「規定された」とは、運用規程によって規定されることをいう。

第24条（開示に関する条項例）

- (1) 本条は、第23条第5項の定める運用規程に含まれる条項を例示するものである。
- (2) 規程には、資料を明らかにする義務を有する者が機密資料と信ずる資料を所持している場合において、(a)当該資料の性質を示し、かつ(b)機密資料と信ずる旨述べた書面を交付しなければならない旨を定めることができる。
- (3) 規程には、資料を明らかにする義務を有する者が、本項により「規定された」内容に一致する証拠で、かつ機密資料とは思料しない資料を所持している場合において、(a)当該資料の性質を示し、(b)機密資料とは思料しない旨述べた書面を交付しなければならない旨を定めることができる。
- (4) 規程には、(a)第2項により規程に含まれる条項に従い書面が交付され、かつ(b)「規定された」条項により特定された者が資料を要求した場合において、書面を交付した者は、要求した者に対し、要求された資料の写しを交付し、又は（状況に応じて）これを閲覧させなければならない旨を定めることができる。
- (5) 規程には、(a)第3項により規程に含まれる条項に従い書面が交付され、(b)全部又は一部の資料が本項により「規定された」種類の資料であり、かつ(c)「規定された」条項で特定された者が、当該種類の資料に対する権限を有する場合において、書面を交付した者は、その特定された者に対し、当該資料の写しを交付し、又は（状況に応じて）これを閲覧させなければならない旨を定めることができる。

- (6) 規程には、(a)第3項により規程に含まれる条項に従い書面が交付され、(b)全部又は一部の資料が第5項により「規定された」種類の証拠ではなく、かつ(c)「規定された」条項で特定された者が当該資料を要求した場合において、書面を交付した者は、その特定された者に対し、当該資料の写しを交付し、又は(状況に応じて)これを閲覧させなければならない旨を定めることができる。
- (7) 規程には、資料を明らかにする義務を有する者が、機密資料であり、かつ、第2項により規程に含まれる条項の適用を受けるべきではない性質のものであると信ずる資料を所持している場合において、(a)当該資料については当該条項の適用を受けず、(b)「規定された」条項により特定された者に当該資料の存在を告知しなければならず、かつ(c)告知を受けた者に当該資料を閲覧させなければならない旨を定めることができる。
- (8) 本条の適用にあたり、資料は、第1章に基づく開示が公益に反する限度で機密である。
- (9) 本条の「規定された」とは、運用規程によって規定されることをいう。

第25条(運用規程の発効及び改正)

- (1) 国務大臣が、第23条に基づき運用規程を作成する際には、
 - (a) 草案を公表しなければならない。
 - (b) 草案について寄せられた意見を考慮しなければならない。
 - (c) 右意見を考慮して草案を改訂することができる。
- (2) 国務大臣は、第1項に基づく行為を行った後、議会の各院に運用規程を上程しなければならず、そのようにした場合には、命令により指定した日に運用規程を発効させることができる。
- (3) 本条に基づき発効した運用規程は、指定された日以前から犯罪捜査が開始されていない被疑犯罪について適用される。
- (4) 国務大臣は、本条に基づき発効した運用規程を適時改訂することができる。第1項ないし第3項の規定は、改訂される運用規程にも適用される。

第26条（運用規程の効果）

- (1) 警察官以外の者で、(a)被疑者がある犯罪について告発されるべきか否か、又は(b)被疑者が告発された犯罪について有罪か否かを確定する目的で捜査を実施する義務を有する者は、右義務を履行する際、警察官による捜査において適用される運用規程の関連条項を考慮しなければならない。
- (2) (a)第25条に基づく命令により運用規程が発効した後の警察官による規程の条項の不遵守、又は(b)その他の者による第1項の規定の不遵守は、それ自体により刑事又は民事上の責任を負わせるものではない。
- (3) あらゆる刑事手続及び民事手続において、第25条に基づく命令により効力を有する運用規程は、証拠として許容される。
- (4) 刑事手続又は民事手続を実施している裁判所又は審判機関は、(a)第25条に基づく命令により効力を有する運用規程の条項、又は(b)第2項(a)若しくは(b)に規定する不遵守が、手続上生じた争点に関連すると認めるときは、当該条項又は右不遵守を右争点の判断の際に考慮しなければならない。

第27条（犯罪捜査に関するコモンロー上のルールの効力）

- (1) 第23条に基づき作成され第25条に基づき発効する運用規程が被疑犯罪に適用される場合には、(a)「指定日」の直前に有効であり、かつ(b)第2項に規定する「事項」に関連するコモンロー上のルールは適用されない。
- (2) 第1項の「事項」とは、(a)警察官又は被疑者がある犯罪について告発されるべきか否か、又は被疑者が告発された犯罪について有罪か否かを確定する目的で捜査を実施する義務のあるその他の者が、(b)刑事訴追に関与する者に対して資料を明らかにすることをいう。
- (3) 第1項の「指定日」とは、最初に制定される運用規程に関し第25条に基づき指定される日をいう。

第3章 準備審問 (PREPARATORY HEARINGS)

序

第28条 (序)

- (1) 本章の規定は、(a)「指定日」以降に、被告人が陪審審理に付託され、又は1998年犯罪及び騷擾法第51条に基づき陪審審理へ移送された場合、(b)「指定日」以降に、被告事件に関する陪審審理のための手続が刑事法院に移送された場合、又は(c)「指定日」以降に、正式起訴状案が、1933年司法運営(雑則)法(the Administration of Justice (Miscellaneous Provisions) Act 1933)第2条第2項(b)(控訴院の指示、又は裁判官の指示若しくは同意により選択された正式起訴状案)の規定により選択された場合において、当該犯罪に関連して適用される。
- (2) 第1項の「指定日」とは、国務大臣の命令により本条のために指定された日をいう。
- (3) 本条に基づく命令が規定した場合には、本章の規定は、命令において特定された場所における刑事法院の審理との関連でのみ適用される。
- (4) 本章において「検察官」とは、個人であると団体であることを問わず、検察官として行動するあらゆる者をいう。

第29条 (準備審問を命ずる権限)

- (1) 刑事法院の裁判官は、起訴事実が複雑である、又は陪審審理に長時間を要すると見込まれるため、(a)陪審員が宣誓する前に、(b)第2項に定める目的のために実施する審問により実質的な利益が得られると認める場合には、そのような審問手続(本章において「準備審問」という)の開催を命じることができる。
- (2) 準備審問の目的は以下のとおりである。
 - (a) 陪審の評決のために重要と見込まれる争点を特定すること
 - (b) 陪審員がそれらの争点を理解することを助けること
 - (c) 陪審審理の手続進行を促進すること
 - (d) 裁判官の審理運営を助けること

- (3) 刑事法院の裁判官は、正式起訴状に記載された証拠から、当該事件が1987年刑事司法法(the Criminal Justice Act 1987)第7条第1項(重大又は複雑な経済犯罪における準備審問)にいう重大又は複雑な経済犯罪にあたと認める場合には、第1項に基づく命令を発してはならない。
- (4) 裁判官は以下の場合、第1項に基づく命令を発することができる。
 - (a) 検察官の申立てがあったとき
 - (b) 被告人の申立てがあったとき、又は被告人複数の場合にはいずれかの被告人から申立てがあったとき
 - (c) 裁判官自身が必要と判断したとき

第30条(陪審審理手続の開始及び罪状認否手続)

裁判官が準備審問の開催を命じたときは、(a)陪審審理は準備審問によって開始するものとし、(b)罪状認否手続がまだ行われていないときは、準備審問の開始時に罪状認否手続を行うものとする。

第31条(準備審問)

- (1) 準備審問において、裁判官は本条に規定する権限を行使することができる。
- (2) 裁判官は準備審問を適宜延期することができる。
- (3) 裁判官は以下の問題について決定することができる。
 - (a) 証拠の許容性に関する問題
 - (b) 当該事件に関するその他の法律上の問題
- (4) 裁判官は以下のことを検察官に命じることができる。
 - (a) 第5項に定める事項について記した書面(起訴事実記載書)(case statement)を裁判所及び被告人に(複数の場合には各被告人に)交付すること
 - (b) 検察側証拠及び説明資料を、陪審の理解を助けると裁判官に認められる形式で準備し、裁判所及び被告人に(複数の場合には各被告人に)それらを交付すること
 - (c) 検察官が内容の真実性が自認されるべきと思料する書類、及び同

意されるべきと思料する事項が記載された書類についての書面による通知を裁判所及び被告人に（複数の場合には各被告人に）交付すること

- (d) 被告人（複数の場合にはいずれかの被告人）からなされた反論を考慮して、(a)に基づく命令により提出された起訴事実記載書に裁判官が適当と思料する修正をすること
- (5) 第4項(a)の事項とは以下の事項をいう。
- (a) 検察側主張中の主要な事実
 - (b) (a)の事実について証言する予定の証人
 - (c) (a)の事実に関連する証拠物件
 - (d) 検察官が援用しようとしている法規
 - (e) 起訴状記載中の訴因に関連する効果で、検察官が(a)から(d)の事項から生じると考えるもの
- (6) 裁判官が検察官に起訴事実記載書を交付するよう命じ、検察官がその命令に従った場合において、裁判官は被告人に（複数の場合には各被告人に）対し以下のことを命じることができる。
- (a) 一般的な用語で防御方法の種類・内容を明らかにし、検察側との間で争点にしようとする主な事項を記載した弁論書を裁判所及び検察官に交付すること
 - (b) 検察側起訴事実に対する反論について、書面による通知を裁判所及び検察官に交付すること
 - (c) 被告人が取り上げようとする法律上の争点（証拠の許容性に関する論点を含む）及びその目的のために援用しようとする根拠（authority）について、書面による通知を裁判所及び検察官に交付すること
- (7) 裁判官が検察官に第4項(c)に基づく通知を行うよう命令し、検察官がその命令に従った場合において、裁判官は被告人に（複数の場合には各被告人に）対し、以下の事項を記した書面による通知を裁判所及び検察官に交付するよう命じることができる。
- (a) 第4項(c)の通知に関連する書類及びその他の事項に関して、ど

の程度検察官に同意するか、及び

- (b) 同意しない場合にはその理由
- (8) 第6項又は第7項の命令を発する裁判官は、被告人に（複数の場合には各被告人に）対して、命令に従わなかった場合に生じうる第34条に定める効果について警告を発するものとする。
- (9) 裁判官は、第7項に基づき示された理由が十分でないと認めるときは、被告人にその旨を告げ、更に適切な理由を示すよう求めることができる。
- (10) 本条に基づく命令には、当該命令に含まれている特定の要求が守られるべき期限を定めることができる。
- (11) 本条に基づく命令又は決定は、陪審審理の間中有効であるものとする。ただし、裁判官が申立てを受けて、当該命令又は決定を変更又は取り消すことを正義が要請すると認めた場合にはこの限りではない。

第32条（準備審問前の命令）

- (1) 本条は以下の場合に適用される。
 - (a) 裁判官が準備審問を命じ
 - (b) 裁判官が、第31条第4項ないし第7項に基づいて準備審問中に発せられ得る命令を、準備審問の開始前に発すべきと判断したとき
- (2) そのような場合、
 - (a) 裁判官は命令を準備審問の前（又は準備審問中）に発することができる
 - (b) それに応じて第31条第4項ないし第11項の規定が適用される。

第33条（刑事法院規則）

- (1) 刑事法院規則において、(a)1984年警察・刑事証拠法第81条（専門的証拠）に基づく規則又は(b)本法律第5条第7項により、開示が要求されている場合を除き、被告人は、第31条に基づいて課せられた要求により、誰が証拠を提供しようとしているのかを開示するまでの必要はない旨を規定することができる。

- (2) 刑事法院規則において、第31条第10項により定められうる最短又は最長の期間に関する規定を設けることができる。

第34条（陪審審理開始後の手続）

- (1) 当事者は、第31条に基づいて課せられた要請により明らかにした主張を変更することができる。
- (2) (a)当事者が第31条に基づいて課せられた要請により明らかにした主張を変更し、又は(b)当事者が上記の要請に従わなかった場合において、裁判官又は裁判官の許可を受けた相手方当事者は適当と認める論評を行うことができ、陪審は適切と認められる推認を行うことができる。
- (3) 裁判官は、許可を与えるか否かを決定するにあたり、以下のことを考慮しなければならない。
- (a) 元の主張を変更し又は要請に従わない程度、及び
 - (b) その行為の正当化事由の有無
- (4) 本条に定める場合を除き、(a)第31条第6項(a)に基づき提出された弁論書、又は(b)第31条に基づいて課せられた要請により提出されたその他の被告人側主張に関する情報は、被告人の同意なくして、陪審員が宣誓した後の陪審審理の段階で開示されることはない。

上訴

第35条（控訴院への上訴）

- (1) 第31条第3項に基づく裁判官の決定に対する上訴は、控訴院に対してしなければならない。ただし、当該裁判官又は控訴院の許可がある場合に限る。
- (2) 裁判官は、第1項の上訴の許可が与えられても、準備審問を続行することができる。ただし、上訴について判断され又は上訴が取り下げられるまでは、陪審員の宣誓はなされてはならない。
- (3) 上訴の審問の終結時に、控訴院は、上訴の対象となった決定を支持、取消し又は変更することができる。
- (4) 1981年最高法院法第53条第1項（規則により控訴院の事務を民

事部及び刑事部に分配する権限)に基づき定められた裁判所規則に従い、(a)上記第1項に基づく控訴院の裁判権は、控訴院の刑事部により行使されなければならない、(b)本章における「控訴院」は、「控訴院刑事部」と解釈されなければならない。

第36条(貴族院への上訴)

- (1) 1968年刑事上訴法(the Criminal Appeal Act 1968)(a)第33条第1項(貴族院への上訴の権利)及び(b)第36条(保釈)の規定中の「1987年」という文言の後に、「又は1996年刑事手続及び犯罪捜査法第35条」という文言を挿入する。
- (2) 裁判官は、1968年刑事上訴法第2章に基づき上訴の許可が与えられても、準備審問を続行することができる。ただし、上訴について判断され又は上訴が取り下げられるまでは、陪審員の宣誓はなされてはならない。

報道規制

第37条(報道規制)

- (1) 本条に規定するものを除き、(a)第2項に該当する手続の書面による報告(report)は、英国(Great Britain)において公表されてはならず、(b)第2項に該当する手続の報告は、英国において受信される関連番組(relevant programme)に含まれてはならない。
- (2) 以下の手続は、本項に該当する。
 - (a) 準備審問
 - (b) 準備審問に関連する上訴の許可の申立て
 - (c) 準備審問に関連する上訴
- (3) 準備審問を担当する裁判官は、以下の手続の報告について、第1項が全面的に適用されず又は一定の限度で適用されるべきではないことを命ずることができる。
 - (a) 準備審問、又は
 - (b) 第35条第1項に基づく準備審問に関連する控訴院への上訴の許

可を求める裁判官に対する申立て

- (4) 控訴院は、以下の手続の報告について、第1項が全面的に適用されず又は一定の限度で適用されるべきではないことを命ずることができる。
- (a) 第35条第1項に基づく準備審問に関連する控訴院への上訴
 - (b) 第35条第1項に基づく準備審問に関連する控訴院への上訴の許可を求める控訴院に対する申立て
 - (c) 1968年刑事上訴法第2章に基づく準備審問に関連する貴族院への上訴の許可を求める控訴院に対する申立て
- (5) 貴族院は、以下の手続の報告について、第1項が全面的に適用されず又は一定の限度で適用されるべきではないことを命ずることができる。
- (a) 1968年刑事上訴法第2章に基づく準備審問に関連する貴族院への上訴
 - (b) 1968年刑事上訴法第2章に基づく準備審問に関連する貴族院への上訴の許可を求める貴族院に対する申立て
- (6) 被告人が1人であって、第3項、4項又は5項に基づく命令に異議を述べる場合には、裁判官、控訴院又は貴族院は、被告人の主張を聞いた後の命令を出すことが正義に適うと認める場合にのみ、命令を発するものとする。命令が出された場合において、当該命令は、報告が当該異議又は主張を扱う限度で適用されないものとする。
- (7) 被告人が複数で、そのうちの1人以上が第3項、4項又は5項に基づく命令に異議を述べる場合には、裁判官、控訴院又は貴族院は、各被告人の主張を聞いた後、命令を出すことが正義に適うと認める場合にのみ、命令を発するものとする。命令が出された場合において、当該命令は、報告が当該異議又は主張を扱う限度で適用されないものとする。
- (8) 被告人又は最後に審理を受けた被告人に対する陪審審理が終結した時から、第1項は、以下のものについて適用されなくなる。
- (a) 準備審問の報告の公表
 - (b) 準備審問に関連する上訴又は準備審問に関連する上訴の許可を求める申立ての報告の公表
 - (c) 準備審問の報告の関連番組の内容 (the inclusion in a relevant

programme)

- (d) 準備審問に関連する上訴又は準備審問に関連する上訴の許可を求める申立ての報告の関連番組の内容
- (9) 第1項は、以下の事項を含む報告には適用されない。
- (a) 裁判所を特定する情報及び裁判官の氏名
 - (b) 被告人及び証人の氏名、年齢、住所及び職業
 - (c) 被告人が訴追されている犯罪又はその要約
 - (d) 当該手続における代理人及び事務弁護士の氏名
 - (e) 手続が延期された場合、延期された日時、場所
 - (f) 保釈条件
 - (g) 刑事弁護サービス (the Criminal Defence Service) の一環として法律サービス委員会 (the Legal Service Commission) により費用が提供される弁護人依頼権が被告人に (複数の場合は、いずれかの被告人に) 付与されたか否か
- (10) 第9項に基づき公表又は関連番組の内容とされてよい住所とは、(a) 「関連時期」、及び(b)公表され又は関連番組の内容とされた時点における住所である。「関連時期」とは、当該手続に関連する告発を引き起こした事件が発生した時期をいう。
- (11) 本条のいかなる規定も、公表又は番組の内容となった事項について、その他の法律により課される禁止又は制限に影響を及ぼすものではない。
- (12) 本条において、
- (a) 報告に関連して、「公表する」とは、公衆に配布する目的で、新聞若しくは定期刊行物又はその一部によって、報告を公表することをいう。
 - (b) 「公表する」と同種の表現は、それぞれに応じて解釈されなければならない。
 - (c) 「関連番組」とは、1990年放送法 (the Broadcasting Act 1990) の意味における番組事業に含まれる番組をいう。

第38条（報道規制違反の罪）

- (1) 報告が、第37条に違反して、公表され又は関連番組の内容に含まれる場合、以下の者は、犯罪を犯した者である。
- (a) 新聞又は定期刊行物の一部として書面の報告を公表した場合には、当該新聞又は定期刊行物の経営者、編集者又は公表者
- (b) 新聞又は定期刊行物の一部として以外の書面の報告を公表した場合には、それを公表した者
- (c) 関連番組に報告が含まれている場合には、当該番組が含まれている事業の提供に従事している法人、及び当該番組に関して新聞の編集者に対応する役割を果たす者
- (2) 本条に基づく犯罪を犯した者は、標準科刑表第5段階以下の罰金刑を略式裁判により科される。
- (3) 本条に基づく犯罪に対する訴追手続は、イングランド及びウェールズにおいては、法務総裁によらずに又は同総裁の同意なしに開始されてはならない。
- (4) 第37条第12項は、本条の適用において、準用する。

第4章 決定（RULINGS）

第39条（公判前審問（pre-trial hearing）の意義）

- (1) 本章において、正式起訴による陪審審理に関係し、以下の時期に行われる審問を、「公判前審問」という。
- (a) 被告人が訴追された犯罪に関して陪審審理に付託された後、1998年犯罪及び騒擾法第51条に基づき被告人が陪審審理へ移送された後、又は陪審審理のための手続が刑事法院に移送された後で、かつ
- (b) 陪審審理が開始される前
- (2) 本章において、以下の審問も公判前審問という。
- (a) 1933年司法運営（雑則）法（Administration of Justice（Miscellaneous Provisions）Act 1933）第2条第2項(b)（控訴院の

指示，又は裁判官の指示若しくは同意により選択された正式起訴状案)の規定により選択された正式起訴状案での起訴による公判に係る場合で，かつ

- (b) 正式起訴状の提出後，陪審審理開始前に行われるとき
- (3) 本条において，正式起訴による陪審審理の開始は，陪審員が罪責問題若しくは答弁の能力の検討のために宣誓したとき，又は陪審が宣誓する前に裁判所が有罪の答弁を受理した場合にはその答弁が受理されたときである。ただし，これは1987年刑事司法法第8条及び本法律第30条(準備審問)に従う。

第40条(裁判官の決定権限)

- (1) 裁判官は公判前審問において以下の問題について決定することができる。
 - (a) 証拠の許容性(admissibility)に関する問題
 - (b) 当該事件に関するその他の法律上の問題
- (2) 本条に基づく決定は，以下の場合に行うことができる。
 - (a) 当事者による申立てがあったとき，又は
 - (b) 裁判官自身の判断により必要と認めるとき
- (3) 第4項に定める場合を除き，本条に基づく決定は，決定がなされたときから被告人に対する訴追(複数の場合は各被告人に対する訴追)が処理されるまでの間，拘束力を持つ。被告人に対する訴追が処理されることは，
 - (a) 被告人が無罪若しくは有罪とされるか，又は
 - (b) 検察官が被告人に対する訴追手続の中断を決定することをいう。
- (4) 裁判官は，正義の要請に適うと認めるときは，本条に基づく決定を取り消し又は変更(若しくは再変更)することができる。裁判官の本項に基づく決定は，以下の場合に行うことができる。
 - (a) 当事者による申立てがあったとき，又は
 - (b) 裁判官自身の判断により必要と認めるとき

- (5) 第4項(a)の申立ては、決定が行われて以降、又は事前に申立てがなされているときにはその申立て（若しくは最後の申立て）がなされて以降、重大な事情の変更がない場合にはすることができない。
- (6) 第4項の裁判官は、当該決定を行った、又は当該決定が変更されている場合にはその変更を決定した裁判官（若しくは複数の裁判官の一部）である必要はない。
- (7) 本条において、「検察官」とは、個人であると団体であることを問わず、検察官として行動するあらゆる者をいう。

第41条（報道規制）

- (1) 本条に規定するものを除き、(a)第2項に該当する手続の書面による報告は、英国（Great Britain）において公表されてはならず、(b)第2項に該当する手続の報告は、英国において受信される関連番組（relevant programme）に含まれてはならない。
- (2) 以下の事項は、本項に該当する。
 - (a) 第40条に基づく決定
 - (b) 第40条に基づく決定を求める申立てに関する手続
 - (c) 第40条に基づく決定を取り消し、変更し又は再変更する命令
 - (d) 第40条に基づく決定の取消し、変更又は再変更を求める申立てに関する手続
- (3) 第2項に該当する事項を担当する裁判官は、当該事項の報告について、第1項が全面的に適用されず又は一定の限度で適用されるべきではないことを命ずることができる。
- (4) 被告人が1人であって、第3項に基づく命令に異議を述べる場合には、裁判官は、被告人の主張を聞いた後、命令を出すことが正義に適うと認める場合にのみ、命令を発するものとする。命令が出された場合において、当該命令は、報告が当該異議又は主張を扱う限度で適用されないものとする。
- (5) 被告人が複数で、そのうちの1人以上が第3項に基づく命令に異議を述べる場合には、裁判官は、各被告人の主張を聞いた後、命令を出すこ

- とが正義に適うと認める場合にのみ、命令を発するものとする。命令が出された場合において、当該命令は、報告が当該異議又は主張を扱う限りで適用されないものとする。
- (6) 被告人又は最後に審理を受けた被告人に対する陪審審理が終結した時から、第1項は以下のものについて適用されなくなる。
- (a) 諸事項の報告の公表
 - (b) 諸事項の報告の関連番組の内容 (the inclusion in a relevant programme)
- (7) 本条のいかなる規定も、公表又は番組の内容となった事項について、その他の法律により課される禁止又は制限に影響を及ぼすものではない。
- (8) 本条において、
- (a) 報告に関連して、「公表する」とは、公衆に配布する目的で、新聞若しくは定期刊行物又はその一部によって、報告を公表することをいう。
 - (b) 「公表する」と同種の表現は、それぞれに応じて解釈されなければならない。
 - (c) 「関連番組」とは、1990年放送法 (the Broadcasting Act 1990) の意味における番組事業に含まれる番組をいう。

第42条 (報道規制違反の罪)

- (1) 報告が、第41条に違反して、公表又は関連番組に含まれる場合、以下の者は、犯罪を犯した者である。
- (a) 新聞又は定期刊行物の一部として書面の報告を公表した場合には、当該新聞又は定期刊行物の経営者、編集者又は公表者
 - (b) 新聞又は定期刊行物の一部として以外の書面の報告を公表した場合には、それを公表した者
 - (c) 関連番組に報告が含まれている場合には、当該番組が含まれている事業の提供に従事している法人、及び当該番組に関して新聞の編集者に対応する役割を果たす者

- (2) 本条に基づく犯罪を犯した者は、標準科刑表第5段階以下の罰金刑を略式裁判により科される。
- (3) 本条に基づく犯罪に対する訴追手続は、イングランド及びウェールズにおいては、法務総裁によらずに又は同総裁の同意なしに開始されてはならない。
- (4) 第41条第8項は、本条の適用において、準用する。

第43条（本章の適用時期）

- (1) 本章は、「指定日」以降に開始される公判前審問に関し適用される。
- (2) 第1項にいう「指定日」とは、国務大臣の命令により本条のために指定された日をいう。